

令和6年9月定例会一般質問

通告6

質問 実質的なパブリックコメントの活用を

答弁 よりわかりやすい資料の提示・期間の確保に努めます

5番 ひらやま ひろみ
平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。実質的なパブリックコメントの活用について質問させていただきます。

パブリックコメントは行政機関がルールを定めるときに事前に一般から意見を求める制度であり、本町も町の総合的な計画、指針の策定、改定や町の基本方針を定める条例の制定、改廃などを行う際に、事前に計画や条例などの案を公表し、期間を定めて町民の皆様に意見を求め、寄せられた意見に対する町の考え方を公表して、最終的な意思決定を行う制度として、平成21年3月より導入され、これまで83件のパブリックコメント募集を行っています。

この制度の活用により行政としての説明責任を果たすとともに、町民の行政への参画やパートナーシップが促進され、より公正、透明な開かれた行政の推進が図られるとされていますが、募集に対し意見があったのは20件で、意見がないからといって計画の内容を理解している町民の方は少ないのが現状です。

さらに中標津町町民意見募集制度実施要綱には、町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料を公表し、意見提出までの期間を公表の日から原則として30日程度設けることとなっています。

しかし、計画の概要版も決して多くの町民が理解しやすい資料とは言えず、募集期間も30日程度となっているものの、23日間や21日間と徐々に短くなっています。これで行政の説明責任を果たし、町民の行政への参画やパートナーシップが促進され、より公正透明な開かれた行政の推進が図られるのでしょうか。

成人年齢が18歳に引下げとなり、早くから町政への参画が求められる現代において、どの計画においても現状と課題、これまでの取組とこれからの目標、取組が明確な若い世代にも理解しやすい資料を作成し、将来のビジョンや地域社会の関心を促していく必要が



あると考えますが、町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

平山議員御質問の自主的なパブリックコメントの活用について御答弁申し上げます。

議員御質問のとおり、パブリックコメントは町民参加の推進や政策形成における公平性と透明性の向上につながる制度となっております。平成21年3月に中標津町町民意見募集制度実施要綱を制定し、同年4月より施行しております制度で、平成21年度から令和5年度まで15年間で条例や計画など83の案件に対して20の案件に合計97件の意見が寄せられております。

この制度の目的に沿い、町民の町政への参画機会を拡充するため、意見募集の際は事前に町広報紙にて意見を募集する旨の記事を掲載し事前周知を行った後、町のホームページ、フェイスブック、LINEなどのSNSへの投稿や、役場庁舎内の掲示板に意見募集案内を掲載、また、担当課の窓口、役場庁舎内情報コーナー、総合文化会館、計根別支所に資料を配架し、広く意見などを募集しております。

意見等の提出につきましては、より多くの意見を提出していただけるよう、メール、ファクス、郵便、担当課への直接持込みといった方法を用意しております。

また、意見募集の期間につきましては、議員御指摘のとおり、21日程度と短い設定になっていた案件もありますことから、今後、パブリックコメントを実施する際は、案件公表の日から原則30日程度確保の上、概要版を作成するなど、より分かりやすい資料の提示に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

パブリックコメントの募集期間や、より分かりやすい資料の提示について努力していただけると理解しましたが、また、近年、多くの町民の方に参加期間を拡充するため、広報紙だけではなく、SNSを活用して周知していることも確認しています。

しかし、パブリックコメントが多く寄せられている自治体は図書館や町内会などにも資料を配架し、必要な方には配布も行っております。

また、理解を得るためにホームページや資料から行政用語を排除した自治体や総合計画のキッズ版を作成し、子供たちが自治体の将来ビジョンや計画について関心を促す取組を始めている自治体もございます。

これらの取組は行政に無関心となってしまっている世代の町政参画、投票率、ふるさと

への思いの向上にもつながる重要な事項であり、パブリックコメントの目的に沿った実質的な活用のために必要不可欠であると考え伺います。

町長は概要版を作成し、分かりやすい資料の提示に努めるとおっしゃいました。どの程度まで改善していただける意向なのか、また、配架場所や配布に関しては、どのようにお考えなのでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

分かりやすさを追求するという部分では、他でやっております自治体の状況などを拝見いたしまして、議員おっしゃるとおり、どの程度と言われましてもちょっと困るんですけども、何とかですね、町民の方にしっかりと受入れられて、件数も増えるようにしたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再々質問させていただきます。

分かりやすい、受け入れられる資料を作成していただけるということでしたが、配架場所ですね、今ある配架場所以外にも配架場所を増やしていただけたら、配布に関してもさらに、配布という事項が今中標津町は行っていないんですけども、要望に応じては配布もしていただけるようになるのか、もう一度お聞きいたします。

【答弁：町長】

再々質問に御答弁申し上げます。

分かりやすさを重要視するということと同時に、広く町民の方々の求めに応じてですね、見ていただけるよう、これは基本的にホームページで見ていただけるものだと思っておりますし、場合によってはどうしてもその冊子で欲しいという方がいらっしゃいましたら、それはリクエストにお応えできるように努めてまいりたいと思います。

場所につきましても、いろいろ勉強しまして、しっかりと、町民の方々に受け入れられる、見ていただける場所をさらに選定してまいりたいと考えております。以上です。